

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所自家用自動車管理業務 仕様書

1 委託業務名

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所自家用自動車管理業務委託

2 委託業務の概要

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所(以下「診療所」という)の公用車の管理(日常点検・給油等)を行うと共に、当該公用車を使用して、診療所の医師等の送迎を委託するものである。

なお、運行イメージは別紙のとおり。

福島県福島市在住の医師が所属する福島県立医科大学と診療所との送迎を行う。

福島県南相馬市在住の医師の自宅と診療所との送迎を行う。

3 管理対象等

(1) 管理対象車両 2台

トヨタ プリウス(リース車両)

初期登録年月:令和7年11月 型式:MXWH-AHXGB

トヨタ プリウス

初年度登録年月:平成29年9月 車台番号:ZVW50-8070990

車両番号:いわき 300 ひ 5595

(2) 管理対象車両の保管場所

トヨタ プリウス(リース車両) 福島県福島市杉妻町 地内

トヨタ プリウス 福島県南相馬市原町区錦町 地内

4 委託業務の内容

(1) 運行計画の企画及び立案

(2) 医師の送迎

(3) 日常の点検整備(一般整備、法定点検整備、エンジンオイル交換、タイヤ交換に係る費用は含まない)

(4) 燃料(レギュラー)の給油(燃料費を含む)

(5) 消耗品の補充交換・保管管理

(6) 備品の保管管理

(7) 事故の際の補償・処理

(8) 事故の際の修理・手配(タイヤのパンク及びバースト(タイヤ修理キットを使用した場合修理キット代)、ホイールキャップの紛失、ホイールの破損、飛び石等の飛来物によるガラスのひび割れ及び破損、車内装備の損害に係る費用を含む)

- (9) 運転手の人件費（3（2）の管理対象車両の保管場所までの交通費含む）
- (10) 代替運転手の人件費
- (11) 管理対象車両（リース車両を除く）の任意保険（自動車保険）への加入（保険料の費用を含む）

5 委託業務の時間等

- (1) 委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 管理日において、基本管理時間は6時15分～18時45分とし、当該管理時間外及び土曜日、日曜日、祝日並びに12月29日～1月3日は管理日外とする。ただし、当診療所所属の医師に関しては基本管理時間を6時30分～19時00分とし、当該管理時間外及び土曜日、日曜日、祝日は管理日外とする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、常に運転業務員の健康管理に留意し、運転業務員の心身の状態を把握することにより、安全な運行を確保すること。受託者は、運転業務員が健康状態に不安や問題がある場合は、業務に従事させてはならない。
- (2) 運転業務員は、運転中、道路交通法令を遵守するとともに、交通事故防止を最優先に運行を行なわなければならない。交通事故や事件等に巻き込まれた場合は、診療所担当者に速やかに口頭報告するとともに、事後に報告書(顛末書)を提出すること。
- (3) 運転業務員は、適切な業務を実施するため、自動車運転に関する専門知識・技術のほか、気象、地理、応急救護、災害に関する基礎知識を習得するとともに、日々の迅速な運行を確実に行うため、交通事情(道路渋滞・道路工事・鉄道遅延など)や天候(風雪・雨霧・雷・気温・台風など)に関する最新の情報を常に収集すること。降雪が見込まれる場合は、積雪に伴う混雑回避のため、出発時間を契約者の指示する時間に早めること。
- (4) 運転業務員は、診療所内外において患者やその家族等と接する場合は、親切・丁寧に対応し、利用者等に不審や不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。
- (5) 運転業務員は、日頃から診療所医療スタッフ、その他の関係者と連携・協力及び情報共有を図り、緊急時等における円滑な対応に備えておくこと。
- (6) 受託者及び運転業務員は、職務上知り得た診療所の業務及び患者に関する情報の取扱いについては、関係法令の規定に従うとともに、関係者以外に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、管理対象車両1台（リース車両を除く）につき、次の各号に掲げる担保種類について、当該各号に係る金額を下限とする任意保険に加入すること。当該任意保険には、運転者年齢条件、限定運転手の条件等は付さないものとし、受託者の定める運転手以外の者が車両を運行した場合においても保険の適用が可能なものとする。
 - 一 対人賠償保険 無制限
 - 二 対物賠償保険 無制限
 - 三 人身傷害保険 無制限
 - 四 搭乗者傷害保険 1名につき1,000万円
 - 五 車両保険 時価

なお、受注者は、任意保険の加入後、遅滞なく証書等の写しを診療所に提出しなければならない。直ちに提出ができないときは、加入を証明する関係書類を提出しなければならない。

7 業務引継

遅滞なく円滑に遂行するため、次期業務受託者に対し、管理対象車両の鍵の引き渡しとともに、十分な引継を行うものとする。

8 その他

- (1) 1ヶ月分の運行計画を契約権者に提出し、運行計画に基づいた業務を実施すること。
ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。
- (2) 管理日において、車両を使用した際は、診療所に備え付けの「自動車使用簿」に必要事項を記載すること。
- (3) 高速道路を利用する際は、診療所からETCカードの貸与を受けること。
- (4) ETCカードを使用した際は、診療所に備え付けの「ETCカード使用簿」に必要事項を記載すること。
- (5) 上記(2)、(4)とは別に日々の業務を業務日誌等により診療所へ報告すること。
- (6) 運行計画等の変更等に确实かつ迅速に対応できる体制を構築すること。（運転管理責任者の代理等の設置、運転管理責任者と運転手等の間の連絡網の複数手段の確保等）
- (7) 所定の運転手が急きょ車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が迅速かつ確実に確保できる体制を構築すること。
- (8) 車両の引渡を受けた際は、現状の写真を添えたチェックシート（任意様式）を作成し、附属診療所へ30日以内に報告すること。報告にない破損等については、4の(8)に定める事故の際の修理・手配の対象とする。
- (9) その他仕様書に記載のない事項については、必要に応じ契約権者と協議すること。

【別記】

○運行日：月曜日から金曜日まで（土日・祝祭日、年末年始を除く）

○送迎人数と使用車両

(1) 医師1名程度(水・金曜日は2名程度) トヨタ プリウス (リース車両) 1台

(2) 医師1名程度 トヨタ プリウス 1台

○運行イメージ

(1) トヨタ プリウス (リース車両)

(福島→檜葉：7時～9時) →待機→ (檜葉→福島：15時30分～17時30分)

※呼吸器内科の診察日（金曜日, 月3回）について、呼吸器内科医師の送迎のため、待機時間中にふたば医療センター附属病院（富岡町）と診療所の間で運行を行う。

(2) トヨタ プリウス

・月～水、金

(南相馬→檜葉：7時15分～8時30分) →待機→ (檜葉→南相馬：17時15分～18時30分)

- ・木（南相馬・いわきは高速利用可）

（南相馬→いわき：7時20分～8時50分）→待機→（いわき→檜葉：16時20分→17時）
→待機→（檜葉→南相馬：17時15分～18時30分）

- ・第4月曜日

（南相馬→檜葉：7時15分～8時30分）→待機→（南相馬→檜葉：11時30分～13時00分）
→待機→（相馬→南相馬：16時40分～17時15分）